第百十四条の十三第一項第一号	及び	、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　［略］

［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十六第一項第一号	及び	、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第百十四条の十三第一項第一号	及び	及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二十六第一項第一号	及び	及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用証明書の記載事項の訂正等） **第三条**　適用証明書の交付を受けた者に係る国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「施行規則」という。）第八十七条の二の二第三項の規定による氏名の変更に関する書類を提出する場合には、当該適用証明書を併せて提出しなければならない。 ［２～４　略］	（適用証明書の記載事項の訂正等） **第三条**　適用証明書の交付を受けた者に係る国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「施行規則」という。）第八十七条の二第三項の規定による氏名の変更に関する書類を提出する場合には、当該適用証明書を併せて提出しなければならない。 ［２～４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	